

平成 26 年 4 月 1 日 制定

一般財団法人 愛知県建築住宅センター
耐震評定業務約款

(責務)

- 第 1 条 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、この約款及び「一般財団法人愛知県建築住宅センター耐震評定業務規程」に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 この契約は、甲が乙に申請書を提出し、乙が甲に引受承諾書を発行したときの日をもって、締結がなされたものとする。
 - 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、契約書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 - 4 甲から乙の業務の内容について説明を求められたとき、乙は速やかにこれに応じなければならない。
 - 5 甲は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター耐震評定業務料金規定」に基づき定められた額の手数料を、契約が締結される日（以下「契約日」という。）までに支払わなければならない。ただし、乙が別に定める方法による場合はこの限りではない。なお、支払いに要する費用は、申請者の負担とする。
 - 6 甲は、乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、耐震評定業務（以下「評定業務」という。）に関する必要な情報並びに追加資料を遅延なくかつ正確に、乙に提供しなければならない。
 - 7 甲は、耐震評定申請書類の一部の提出期限を延期した場合は、乙が指定する日までに当該図書を提出しなければならない。
 - 8 甲は、対象建築物等の計画に関し乙がなした評定業務における妥当性の疑義に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。
 - 9 甲は、乙が業務に際し、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、又は業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

(業務期日)

- 第 2 条 乙の業務期日は、第 1 条 2 項の契約締結の日から 6 か月を経過する日とする。
- 2 乙は、甲が前条第 5 項から第 8 項までに定める責務を怠った場合、天災その他乙の責に帰することができない事由により期日までに業務を完了することができない場合、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。
この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。
 - 3 前項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙は甲との賠償の責に任じないものとする。

(計画の変更)

- 第 3 条 甲の都合により申請に係る計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分を明示した書類を提出しなければならない。
- 2 前項の計画変更が大規模な場合にあつては、甲は、改めて耐震評定の申請をしなければならない。
 - 3 甲の都合により評定書の交付前までに申請を取り下げ場合は、甲は、その旨を記載した評定申請取下げ届を乙に提出しなければならない。
 - 4 前項の取下げがなされた場合、次条第 2 項の契約解除があつたものとみなす。

(甲の解除権)

- 第 4 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が正当な理由なく、第 2 条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告しても、なお是正されないとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、乙に書面をもって申請を取りやめる旨を通知してこの契約を解除することができる。

- 3 第1項(1)の場合、支払った甲の手数料は、乙に返還を請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項(1)の場合、前項に定めるほか、甲が、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の場合、支払った甲の手数料は甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第5条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第1条第5項に掲げる手数料を乙が定める方法による支払がない場合。
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
 - (3) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認めたとき。
- 2 前項の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の契約上の責務の範囲)

第6条 次の各号に基づくものとする。

- (1) 本契約は、評定業務の対象になる建築物が法その他の基準に適合することについて、保証するものではないこと。
- (2) 本契約は、評定業務の対象になる建築物に瑕疵がないことについて、保証するものではないこと。
- (3) 本契約は、評定業務のための提出書類に虚偽があることにより、適切な審査が行われなかった場合においては、評定業務の結果について責任を負わないこと。

(秘密保持)

第7条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、甲から得られた個人情報は、評定業務の実施及びその連帯事業の実施に必要な範囲でできるものとする。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項及び、この契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上、定めるものとする。

(準拠法と紛争の解決)

第10条 本契約は日本国法に準拠するものとする。

- (2) 本契約に関する一切の紛争に関しては、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。